

公衆無線LAN環境整備事業仕様書

1 業務名

公衆無線LAN環境整備事業

2 目的

本市において、外国人観光客が最も訪れるエリアである中心商店街及び週末にイベントが開催されるおまち多目的広場、東洋電化中央公園に公衆無線LAN環境を整備することで、ストレスフリーで快適な高知旅を提供し、域内の消費拡大を促進することを目的とする。

3 委託期間

- (1) 「5 公衆無線LAN環境の構築に関する各種要件」及び「6 公衆無線LANサービスの運用開始に係る広告に関する要件」に定める業務
契約締結日から令和7年3月21日まで
※ ただし、仕様書別紙①に示す整備対象エリアのうち、おまち多目的広場については、令和7年3月14日までに利用可能な環境を構築することとし、本市が部分使用を行うに当たり、事前に必要な検査を受けること。
- (2) 「7 公衆無線LANサービスの提供に係る運用及び保守要件」に定める業務
令和7年3月22日から令和12年3月21日まで

4 業務内容

本業務の整備対象エリア(別紙1)にアクセスポイント及び付帯機器(以下「AP等」という。)を設置し、外国人を含む観光客が観光情報の収集及びSNSを用いた情報発信等を行うことができる環境を整備するとともに、運用・保守管理を行うこと。また、整備対象エリアを訪れる可能性が高い観光客や市内宿泊客、大型外国客船の乗客等に対して、公衆無線LANの利用を促進することが可能な訴求力の高い広告物を製作し、広告を実施すること。なお、各種許可申請及びAP等の電気料金並びに電柱等へAPを設置する場合に生じる共架料の支払いを除き、AP等の設置交渉等の公衆無線LAN環境整備に必要な事項について、受託者の業務の範囲とする。

5 公衆無線LAN環境の構築に関する各種要件

- (1) AP等の設置に関する要件
導入機器の設計を行い、機器・収容箱・部材等の調達、設置・設定など、機器の稼動に必要な作業を行うこと。なお、設置に関する要件は以下のとおりとする。
 - ① 調査
・現地調査及び電波調査を行い、有効伝送距離、電波干渉への対応等について検討すること。
 - ② 設置箇所及び設置個数
・①の調査結果を踏まえて、整備対象エリア(別紙1)を網羅するために必要なAP等の設置箇所及び設置個数を提案し、本市と協議のうえ決定すること。おまち多目的広場については、別紙2「おまち多目的広場におけるAPの設置箇所」に記載のとおり、おまち多目的広場南西の引込柱に設置を行うこととし、収納箱の設置、コンセント盤へのブレーカー設置及び各種配線を受託者の業務とする。
なお、設置するAP等の資産は全て本市が保有するものとする。
 - ③ 設置方法
・設置に当たっては、安定した場所を確保し、落下防止等の安全対策を十分に講じること。
 - ④ その他
・共通シンボルマーク Japan. FreeWi-Fi の申請を行い、シンボルマークの掲出を行うこと。
- (2) 公衆無線LANサービスの提供に係るハードウェア及びインターネット回線の要件
APの機器仕様は、IEEE802.11a/c/a/x以上に対応するものとし、その他の動作環境等については、整備対象エリア(別紙1)の各設置環境に応じて提案すること。
なお、公衆無線LAN用のインターネット接続回線を新設することとし、インターネットサービスプロバイダーとの契約を行うこと。

(3) 公衆無線LANサービスの提供要件

公衆無線LANサービスの提供に係るAP等の基本要件は以下のとおりとする。なお、整備対象エリアの各商店街については、「令和6年度夏季 商店街歩行者通行量調査」(<https://www.kochi-shotengai.net/>)にて、歩行者通行量を確認のうえ、最大同時使用可能人数を提案すること。また、東洋電化中央公園については200人以上、おまち多目的広場については100人以上が同時にWEB閲覧等を問題なくできる公衆無線LANサービスを提供すること。

- ・利用する端末の言語設定を問わず、誰でも無料で利用できるサービスとし、インターネットに接続できること。
- ・原則として、24時間365日（計画による停止／定期保守を除く。）サービスを提供すること。また、サービス提供時間帯を設定可能であること。
- ・SSIDについては、本市と協議の上、決定する。
- ・1回当たりの接続時間の上限及び1日当たりの接続回数の上限が設定できること。なお、当該設定については、本市と協議のうえ決定することとするが、公衆無線LANサービスを効果的に運用することが可能な接続時間及び接続回数の上限を提案すること。
- ・公衆無線LANサービス提供開始後、AP等の増設等が容易に実施できるような認証システムを提供すること。
- ・災害時等には、認証手続きや接続時間等の制限を解除し、利用者が速やかに利用できる環境（災害時モード）に変更可能なシステムを構築すること。なお、災害時モードの内容及び切替の仕組みについて提案すること。

(4) 公衆無線LANサービスの提供に係る認証要件

以下に定めるとおり、不正利用を防止する認証方法等を構築すること。また、認証後、利用開始に係るまでの画面遷移等の手続きについては、明瞭で簡易なものとする。

① 認証方式

- ・利用登録は、次の（ア）と（イ）いずれかを利用者が選択可能な方式とすること。

ア SNSアカウントを利用した認証方式

イ 利用していることの確認を含めたメール認証方式

※国内携帯キャリア契約者以外（外国人観光客等）や、インターネットが利用できる環境を保有していない利用者等はメール受信ができないため、手続きにかかる最初の一定時間（5分間以上）はインターネット接続を可能とすること。

② 対応言語

- ・認証画面は、日本語、英語、韓国語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）に対応すること。また、利用者端末の言語設定を自動判別し、その言語による画面表示機能を有すること。なお、上記以外に対応可能な言語があれば、提案すること。

③ 利用規約

- ・利用者が遵守すべき事項や、公衆無線LANサービスの内容・機能を明記した利用規約及びセキュリティに関する規約を策定し、利用開始前に表示すること。なお、利用規約の内容については、受託者が提案し、本市と協議のうえ決定することとする。

④ その他

- ・一度利用者情報を登録した利用者については、再アクセス時の手続きが簡易となるようにすること。その他、認証手続きに関して利用者の利便性を向上可能な内容があれば提案すること。

(5) 公衆無線LANサービスの提供に係るセキュリティ要件

以下に定めるとおり、不正アクセスの防止等について十分なセキュリティを確保すること。

① 不正アクセスの防止等

- ・プライバシーセパレータ機能等により、同じAPに接続している利用端末同士のアクセスを禁止すること。
- ・インターネットからの攻撃をブロックできるファイアウォール等を設けること。
- ・サービスを提供するサーバ群等のソフトウェアに関してセキュリティパッチやウィルス対策ソフトの更新が公開された場合は、適用判断を速やかに実施し、必要性のあるものについては速やかに適用すること。また、セキュリティ脆弱性の点検を定期的実施し、問題があった場合は速やかに対応すること。

② フィルタリングの実施

- ・公序良俗に反するコンテンツのフィルタリングを実施すること。

③ 利用登録情報及びアクセスログ

- ・認証時に取得した個人情報等を一定期間保管し、悪意のある利用が明らかになった場合にその状況を確認できること。また、警察等の公的機関からアクセスログの提出を求められた場合には、法令に基づき速やかに対応すること。

6 公衆無線LANサービスの運用開始に係る広告に関する要件

公衆無線LANサービスの利用を促すため、接続方法及び接続可能エリア等を示したチラシ(A4サイズ)を10,000部製作すること。なお、チラシは日本語、英語、中国語(簡体字)、中国語(繁体字)表記とすることとし、言語毎の部数の内訳については、本市と協議のうえ決定することとする。

その他、外国人を含む観光客等の公衆無線LAN利用を促進するために製作する広告物及び広告の実施方法について、提案すること。

7 公衆無線LANサービスの提供に係る運用及び保守要件

原則、24時間365日(計画による停止/定期保守を除く。)のサービスの提供を可能とする運用及び保守体制を構築すること。なお、利用者向けのサポート窓口の設置は必須とし、日本語及び英語に対応可能な体制を整えること。その他対応可能な言語及び対応可能日時等について提案すること。

また、当該体制を構築するにあたり実施する設備監視の方法や、機器の障害発生及び故障発見時の保守対応について具体的に提案すること。

8 保守・利用状況報告

アクセスポイント毎の利用状況についてレポートの提出もしくは、本市が常時閲覧可能なサービスを提供すること。また、日及び月単位の接続者数、利用回数、接続・認証方法、利用言語については、提供を必須とし、その他、利用者の国籍や滞在時間、移動の軌跡等、提供可能な情報があれば、提案すること。なお、提出媒体及び提出頻度については、本市と協議のうえ決定することとするが、アクセスログを本市の観光振興等に活用することが容易な形式を提案すること。

また、機器の交換等の保守対応を行った場合には適宜、保守状況についてのレポートを提出すること。

9 成果物

本業務の成果物及びその納入時期は次のとおりとする

成果物	数量・形式	納入期限
業務完了報告書	紙媒体(A4版)1部 CD-R1枚	令和7年3月21日
設計書図書類※1	紙媒体(A4版)1部 DVD又はCD-R1枚	令和7年3月21日
AP等	一式	令和7年3月21日
チラシ	紙媒体(A4版)10,000部 aiデータ	令和7年3月21日
その他広告物	一式	令和7年3月21日※2

※1 ネットワーク設計図、ネットワーク構成図、配線経路図、機器設置位置図、試験成績書(電波調査結果含む)、作業前後の写真、サービス利用者向けマニュアル等

※2 本市及び広告の実施内容に応じて、実施箇所への納入を行うこと。

10 その他

本業務の実施に当たっては、以下のとおりとする。

- (1) 業務着手前に工程表を提出し、業務のスケジュールを明確にすること。
- (2) 十分な業務遂行能力を有する、適正な人員と体制を確保すること。
- (3) 本市と十分に協議を行い、市の指示に柔軟に対応すること。
- (4) 関係法令等を遵守すること。
- (5) 業務上知り得た内容を第三者に漏らさないこと。契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。
- (6) 業務の遂行に必要な経費は、「4 業務内容」に定めたとおりとし、市は契約金額以外の費用は負担しない。
- (7) 本仕様書に定めのない事項については、本市と協議の上、決定する。